現 行 改正後 1 第4条 舗装技術者は、当該建設工事の請負人(以下「元請負人」と | 第4条 舗装技術者は、当該建設工事の<mark>受注者</mark>(以下「元請負人」と いう。)と契約日から起算して前3か月以上の恒常的な雇用関係にあ いう。)と契約日から起算して前3か月以上の恒常的な雇用関係にあ り、かつ、次に掲げる資格等を有する者であることを要する。 り、かつ、次に掲げる資格等を有する者であることを要する。 (1)舗装施工管理技術者 (1)舗装施工管理技術者 財団法人道路保全技術センター(以下「道路保全技術センター」といし社団法人日本道路建設業協会(以下「日本道路建設業協会」という。) う。) が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、道路保全技 が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、日本道路建設業 術センター理事長から資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工 協会会長から資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術 者 管理技術者 なお、平成22年度まで本資格を所管していた財団法人道路保全技術セ ンター(以下「道路保全技術センター」という。)にて交付を受けた1 級又は2級舗装施工管理技術者も期限内は有効とする。 (特記什様書) 第6条の特記仕様書に関する記述を削除 第6条 舗装工事及び土木一式工事で舗装工を含むものを発注する場 合は、設計図書に舗装技術者の配置に関する特記仕様書を添付するも のとする。

(舗装技術者の資格等の確認)

第7条 舗装技術者の配置を求める工事の元請負人に対し、本要領に│第6条 舗装技術者の配置を求める工事の元請負人に対し、本要領に 基づき適切に舗装技術者を配置させるとともに、資格等を証明する書 基づき適切に舗装技術者を配置させるとともに、資格等を証明する書 類を添付した舗装技術者通知書(別記様式1)を市長に提出させ、確|類を添付した舗装技術者通知書(別記様式1)を市長又は公営企業管 認する。

別記様式1、別記様式2

住 所

請負人 名 称

氏 名

(舗装技術者の資格等の確認)

理者に提出させ、確認する。

別記様式1、別記様式2

住 所

受注者 名 称

氏 名